

# **法的手続きて多重債務の解決を 県民に広がる借金苦**

**=平成13年自己破産調査報告=**

**沖縄県司法書士会**

# もくじ

1	発刊にあたり	1
2	13年調査報告	6
3	調査結果表	16
4	参考資料	
1)	最初の借金の年齢、目的調査等	24
2)	大手貸金業者の営業拡大	26
3)	各社のキャッチフレーズ・新聞広告等	28
4)	個人再生手続き全国比較	31
5)	法律、ガイドラインの規定	35
6)	新聞報道から	39

## 発刊にあたり

平成13年9月

沖縄県司法書士会

沖縄県司法書士会が、毎年のように県下の自己破産者申立者の実態調査を行い、その実情を広く各界にお知らせするパンフレットを作成し続けて今年で7年になります。同パンフレットを、司法・行政機関、教育機関、金融機関等に配付するとともに、各種団体等での会員の講演会でも参加者の皆さんに配付して実情をお知らせし警鐘を発してきました。あわせて、次のような事業を実施し、県下の多重債務者の激増に対応する法律実務家職能団体としての取り組みを進めてきました。

- 1 司法書士県民法律相談センターを拡充し、ひろく県民の皆様の相談に応えるとともに、法律手続きをとおして問題の解決をはかる方策をお知らせしてきました。
- 2 高校や専門学校卒業者を対象とした消費者教育を重視し、学校当局のご協力を得て講演会等を実施してきました。毎年、十数校に会員を講師として派遣してきました。
- 3 平成6年から、継続的に「多重債務問題の講演と相談会」を実施してきました。数年前からは、県下5会場（離島含む）での相談会を実施しています。
- 4 同時に、裁判所や弁護士会の協力も得て、破産手続きや調停手続きについての会員研修会を繰り返し実施し、会員が多重債務問題に関わる法律実務手続きに習熟するための事業も実施してきました。その結果、今日では、県下の自己破産事件の本人申立（約9割強）のうち約7割強を当会会員が受託し手続きを進めるまでになりました。

## 激増続く沖縄の多重債務者

ところが、県下の多重債務者の激増傾向はますますひどくなっているのが現状です。長引く不況で県民生活や中小零細企業の経営が苦境に陥っていることに加え、サラ金業者等の宣伝広告や営業が格段に広がっていることが背景にあると思われます。最新の統計資料でも、多重債務者の増加傾向が次のとおり報告されています。

- ① 平成12年の自己破産者（会社関係を除く）は、沖縄は1689件で人口10万人比13名です。（全国15位）
- ② 同年の特定調停事件は、10424件で実数でも全国第4位、人口比では他都道府県を引き離して全国一位です。
- ③ 同年の支払督促事件は未だ発表されていませんが、当会の調査でも1万件を超えていると見られます。（平成11年は12660件）
- ④ 当会の相談センターの県民相談では多重債務問題が相談件数のトップです（総件数の53%）が、県民生活センターの相談でも「サラ金クレジット問題」が引き続きトップと報告されています。

こうした指標からも、県民のなかに借金苦が広がり続けていることが明らかです。当会も、ますます会員研修等を強化し、司法的救済を求める県民の皆さんの期待に応えるため奮闘する所存です。あわせて、相談会、講演会等の諸取り組みにも一層の力を入れる決意です。

## 本年の破産申立調査

本年も、1月1日から6月30日までの新規破産申立者についての調査を行いました。この間の県下の新規破産申立件数は推計で693件で、調査に回答した件数が279件ですので、総件数の40数%の調査です。本島南部、中部の会員からの調査が主ですので、必ずしも全県下の傾向を反映できていない面もあるかと思います。しかし、債務者と面談し破産宣

告申立書を起案した当会会員からの調査結果は、かなりの正確性を持っていいると確信します。調査件数からも、「破産に陥った債務者の状態」を知るうえで貴重な資料であると思います。

調査結果の数値とコメントは、「調査報告」（6ページ～）に譲りますが、いくつかの関連する問題について指摘しておきます。

#### (1) 那覇地裁での破産申立の減少

那覇地方裁判所本庁管轄地域（那覇市、南部地域、浦添市、西原町等）での新規破産申立が減少しています。下記の表は、平成10年から本年までの各前半期（1月から6月）の新規破産申立者の推計です。

	平成13年	同12年	同11年	同10年
那覇地裁本庁	323件	458件	438件	386件
沖縄支部	277件	274件	250件	196件
名護支部	69件	63件	65件	27件
平良支部	0件	(11件)	1件	1件
石垣支部	24件	(32件)	13件	4件
合 計	693件	816件	767件	614件

※ 平成12年の平良、石垣両支部の数値は年間件数ですので、合計では半分として集計しました。

先に述べたように、県下の多重債務者は増加の一途をたどっていますし、那覇地裁本庁以外では破産申立てが増加しています。それに反し地裁本庁では、新規申立てが前年の70%と激減しています。

理由はさまざま想定されます。特定調停が積極的に活用されたこともあります、事務手続が煩雑すぎるとの声もあります。

#### (2) 那覇地裁本庁の破産事務改善プロジェクト

判例タイムズによると平成11年から同12年にかけて破産申立事件の事務改善プロジェクトが実施されたとのことです。これに伴い、免責決定までの期間が大幅に短縮されたり、管財人事件への振り分けが緩和される等、債務者の再出発のうえで歓迎される改善点が少なくありません。

しかし、添付書類が増加したり、細かな説明の記載が求められるなど、大幅な事務手続の変更が、事前に周知されていないことにより、受付事務に混乱もありました。

#### (3) 個人債務者再生手続き

4月1日から、比較的安定した収入のある方で、借金総額が3000万円以下の債務者を対象に、「借金の5分の1を支払い、残りを免除する」という個人債務者再生手続きが施行されました。破産や調停と並ぶ借金問題解決の有力な方策として歓迎されています。特に住宅を保持しながら借金問題の解決がはかれることが魅力となっています。

しかし、適用要件が厳しいこと、個人申請の場合は必ず個人再生委員を付ける、そのための予納金が30万円と多額に設定されている等の運用がなされていることもあり、あまり活用されていません。（全国的には、予納金は15万円前後であり、10万円以下のところもあります。詳しくは参考資料を参照して下さい）

## 県司法書士会の事業として

当会は本年度の重点事業の第1に「市民への法的サービス」をかけ、那覇市おもろまちに完成した新会館を拠点として、次のとおり多重債務者問題の解決をめざした諸事業を実施します。

詳細は県司法書士会事務局（867-3526）にお問い合わせ下さい。

- 1 会員の「破産、調停、個人再生、訴訟」等の実務の拡大と充実に努めます。

破産手続きや調停手続き、支払督促などへの対応も含め、会員の法的救済業務の拡大が法律実務家職能としての職責です。特に、本年から始まった「個人債務者再生手続き」の研修、実務の習熟を重視し、同制度が有効に機能するよう努めます。また、民事法律扶助事業で、「書類作成援助」が制定されたのに伴い、県民の裁判を受ける権利を保障するうえでも同制度の活用に努めます。

- 2 司法書士県民法律相談センターを拡充し、市町村への相談員派遣をひき続き推進します。

6月から新会館を活用して県民司法書士法律相談センターの相談事業を週2回から3回に拡充しました。引き続き、市町村等の要請に応えて相談窓口への相談員（会員）の派遣事業を推進します。

- 3 全県下で多重債務解決をめざす「講演と相談会」を実施します。

10月13日（土）午後2時～5時

那覇市＝司法書士会館

10月20日（土）午後2時～5時

中部＝沖縄市農民研修センター 北部＝名護市宮里公民館

平良市 石垣市

- 4 高校卒業予定者を対象とした講演会の実施を呼びかけています。

# 調査報告

## 平成13年 沖縄の自己破産

=平成13年前半期における

新規自己破産申立者の調査報告コメント=

平成13年9月

沖縄県司法書士会

### 調査方法等

- ① 本年1月1日から6月30日までに県会会員が取り扱った自己破産申立件数（合計279件）を対象にした調査結果です。
- ② 同件数は、6月末現在の県下の地方裁判所（支部含）新規受付破産申立者約693件の約40%にあたります。
- ③ 本島中南部及び八重山の調査が主で、本島北部の調査は不充分になっています。名護支部では純個人申請が多いのが現状です。
- ④ 会員に、本年の破産申立者について、事情聴取や申立書記載事項から債務者一人一人についてのアンケート方式で回答を求めました。

### 報告方法

- ① 調査結果のコメントをおこない、その裏付けとなる調査数値等は、末尾にまとめて数値または図表として掲載しました。
- ② コメントでは、平成6年からの調査結果も紹介し、各調査項目の推移を比較検討できるようにしました。

## 調査結果の特徴

### 1 年齢別（第1表、第3表）

① 引続き、破産申立者は全ての世代に渡っていて、30～50代の社会の中堅層が全体の71%になっています。

※ 不況、企業の倒産や失業等の増加の反映と考えられます。

離職経験を持つ者が65名、うち倒産、解雇が31名（第15表）

自営業者の34名中28名が営業を閉じています。（第6表）

② 去年、20代の破産者は激減したが再び増加しています。

※ 20代女性が去年との比較で3%増加しています。若年女性のなかでの増加が注目されます。

※ 男女年代別では、30代女性が女性全体の35%を占め、男性の23%と比較して12ポイントも高くなっています。

③ なお、平成6年調査からの年代別推移は下記のとおりです。

	20代	30代	40代	50代
平成6年	15%	16%	28%	22%
平成7年	14%	28%	25%	15%
平成8年	17%	25%	27%	21%
平成9年	19%	31%	21%	17%
平成10年	20%	28%	26%	14%
平成11年	20%	27%	25%	16%
平成12年	12%	30%	24%	20%
平成13年	15%	31%	24%	16%

## 2 男女別（第2表、第3表、第3表の2）

① 例年どおり女性が多く、男女割合は変動がありません。

※ 業者の営業が女性をターゲットにしている事が指摘でき、主な借金目的が生活費を補うことの反映ともいえます。

② なお、平成6年調査からの男女別推移は下記のとおりです。

	男性	女性		男性	女性
平成6年	30%	70%	平成10年	37%	63%
平成7年	34%	66%	平成11年	36%	64%
平成8年	24%	76%	平成12年	36%	64%
平成9年	30%	70%	平成13年	36%	64%

## 3 地域別（第4表）

① 破産者が全県各地に広がっていることが分かります。

※ 業者の営業店舗の展開、テレホンキャッシング等の影響が大きい

② 地域における司法書士会会員の業務受託との関係では偏りも指摘できますので、平成12年の那覇地方裁判所（支部）の新規破産受付件数を参考資料として紹介します。当会の推計数値です。

那覇地裁本庁	922件(1002)	地裁平良支部	11件(11)
地裁沖縄支部	581件(569)	地裁石垣支部	45件(32)
地裁名護支部	151件(116)	※( )内は平成11年数値	

※ 那覇本庁をのぞき全県で増加しています。

#### 4 破産申立前後の職業（第6表）

- ① 破産前（申立前6か月）の職業では、ほとんど全ての職種に及んでいることが分かる。勤労者が引続き多数です。（33%）
- ② 自営業者は、貸し済り対策特別保証貸付制度の利用等もあって一時的に減少しました。また、破産手続きよりも、特定調停が積極的に活用されていますが、今後の増加が懸念されます。

平成9年	同10年	同11年	同12年	同13年
25名(11%)	49名(17%)	40名(11%)	51名(15%)	34名(12%)

- ③ 無職・主婦層、パート・アルバイトなどの収入の不安定な層での破産が激増しています。不況の中で生活苦が拡大していること、業者の営業が利用者の返済能力を軽視した過剰融資傾向を強めていることを反映していると思われます。

	平成9年	10年	11年	12年	13年
無職・主婦	18( 8%)	42(14%)	73(20%)	94(27%)	89(32%)
パートなど	20( 9%)	16( 9%)	23( 6%)	65(19%)	42(15%)

- ④ 破産申立時点での職業では、会社員等や自営業者が激減し、無職者が圧倒的に増えています。高利の返済と厳しい取立てに追われ、職場を失ったり、営業を閉めざるを得ない状態に陥って破産手続きを求めていることが分かります。

## 5 破産時の職業・収入・公的扶助・家族状況等（第5～8表）

- ① 破産前の職業で無職・主婦やパート層が激増していることが明らかで、社会的経済的な弱者に借金苦が広がっていることが分かります。
- ② また、破産時点では無職者が約52%を占め、経済的に成り立たない状態に陥っています。去年（47%）より増加しています。
- ③ 主な特徴は次のとおりです。

イ 破産時の平均収入は、15万円以下が87%を占め、低所得層での破産が多いことを示しています。 (第5表)

※ 平成9年=83%、10年=85%、11年=87%、12年=89%

ロ 生活保護世帯が増加しています。23名（8%） (第6表附属)

※ 平成9年=9%、10年=6%、11年=9%、12年=4%

ハ 単身家庭と母子家庭が増加しています（37%）。 (第7表)

※ 平成9年=30%、10年=33%、11年=28%、12年=36%

ニ 住居は、賃貸住宅居住者が全体の79%です。 (第8表)

※ 平成9年=82%、10年=82%、11年=78%、12年=80%

ホ 本人や家族が病気をかかえている債務者が41%もあり、本人や家族の病気が借金のきっかけや増加につながっています。 (第6表附属)

	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
本人病気	53 (24%)	87 (30%)	85 (23%)	86 (25%)	77名 (28%)
家族病気	47 (21%)	49 (17%)	71 (20%)	65 (19%)	38名 (14%)

ヘ 債務者個人だけでなく、家庭生活が破綻していることを示す指標としての「家族の破産・調停」も23%に及んでいます。 (第9表)

※ 平成9年=25%、10年=27%、11年=33%、12年=33%

6 どこから、いくらを借りているか。（第10表～13表）

- ① 平均借入件数は9社で減少しています。 (第10表)

「10社まで」の借入で破産するケースが増加しています。業者一社あたりの貸付額が50万円を超えるようになった反映と思われます。

平成9年=49%、10年=53%、11年=66%、12年=68%、13年=70%

- ② 借入先のトップはサラ金（消費者金融業者）である。 (第11表)

破産者の96%が利用しています。サラ金の平均利用件数は7社で、平均借入額は252万円です。去年の調査では、平均利用が6社弱で262万円でした。20代ではサラ金利用が100%です。 (第22表)

※ 平均金利が29%と仮定しても、月6万円余の利息です。

- ③ 銀行利用者が約52%と増えています（平成12年41%） (第11表)

- ④ クレジット利用は40%と変化なし。（平成12年41%） (第11表)

- ⑤ 日掛業者利用者は、9%と大幅に減少（平成12年16%） (第11表)

- ⑥ 破産者の平均負債額は929万円です。しかし、400万円以下の負債で破産に至る方が約60%にもなります。 (第13表)

- ⑦ 破産時の平均債権者数と平均債務総額の推移は下記のとおりです。

破産時の平均債権者数と平均債務総額

平成7年調査	平均12社から 718万円の債務
平成8年調査	平均14社から 730万円の債務
平成9年調査	平均12社から 787万円の債務
平成10年調査	平均12社から 702万円の債務
平成11年調査	平均10社から 741万円の債務
平成12年調査	平均10社から 1020万円の債務
平成13年調査	平均 9社から 929万円の債務

## 7 借金の目的（第14表）

- ① 借金の目的は、生活費を補うためが主であり、複数回答で引き続き91%台となりトップです。
- ② 事業資金も19%に及んでいます。破産前の自営業者が12%なので、家族や親戚縁者が事業資金等の借入れを手伝っていることを示します。
- ③ 保証人や名義貸しも、引き続き24%台になり増加しています。20代の調査では33%にもなっています。（第25表）
- ④ 消費財の購入は微増。クレジットカードの利用が40%もあるが、キャッシング利用が増えている反映です。悪徳商法や買取屋に関連したクレジットの利用も少なくありません。
- ⑤ 遊興費は3%で、その場合は特定調停を利用していると思われます。
- ⑥ 住宅ローン関連の破産が著しく増加し14%となっています。各年度の実数は下記のとおりであり、今後の増加が懸念されます。
- ※平成9年=19名、10年=15名、11年=26名、12年=34名、13年=38名
- ⑦ 借金の目的調査についての推移は下記のとおり（複数回答）

	生活費	保証人等	事業費	遊興費	住宅ローン
平成6年	47%	18%	32%	10%	—
平成7年	71%	25%	28%	9%	—
平成8年	81%	49%	22%	15%	—
平成9年	86%	38%	28%	3%	7%
平成10年	82%	22%	26%	3%	6%
平成11年	93%	26%	15%	4%	7%
平成12年	92%	21%	24%	2%	10%
平成13年	91%	24%	19%	3%	14%

## 8 借金の期間（第16表）

① 借金の期間は、「5年以上」が70%もいます。初の借金をしてから破産するまでの期間が長いことを示しています。

※ 平成9年=71% 同10年=67% 同11年=70%

② 借りてから3年以内の破産者も15%と著しく増加しています。

※ 平成9年=13%、同10年=19%、同11年=10%、同12年=3%

③ 平均借入件数、平均借入額、無職・主婦・パート層の増加などを考えあわせると、生活困窮者（返済力不足者）に安易に貸し付ける傾向が強まっていると考えられます。過剰融資が大きな問題です。

## 9 取立状況と生活の変化（第17、18表）

金融業者の厳しい取立てにより、職場を追われて失業したり、離婚等で家庭生活が崩壊しています。

① 自宅への取立てが93%もあり家庭生活を脅かしています。職場への取立ても27%もあり、離職の原因ともなっています。家族への取立てが42%と大幅に増えていることが注目されます。違法取立てが後を絶ちません。

② 取立てが原因となり、離婚したり別居した家族が28件（10%）にもなっており、家庭生活が根底から破壊されている事がわかります。

③ ガイドラインを無視した取立てにより、追い詰められて精神を害する者も少なくないことを指摘しておきます。精神に疾患をもつ者への貸付けが自立つとともに、自宅や職場への執拗な電話督促で、さらに精神的に追い詰められている債務者が少なくありません。

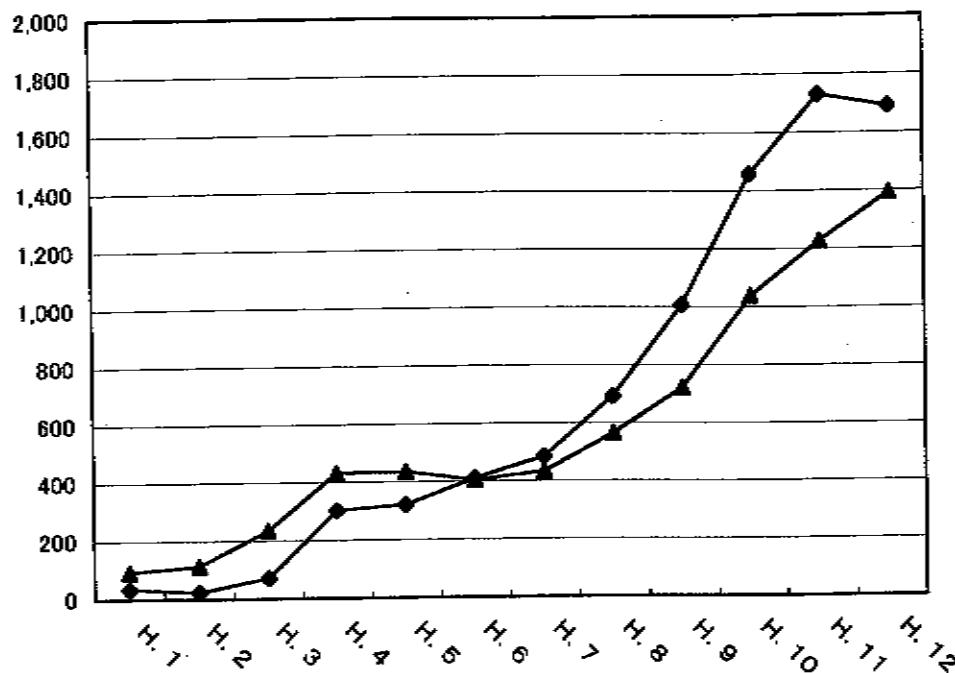
④ 破産手続中の裁判は、破産手続きの迅速化もあって減少していますが、公正証書などによる強制執行を受けている者が4%もいます。

※ 裁判を提起された者（支払督促を含む）

平成9年=21%、10年=39%、11年=21%、12年=7%、13年=7%

## 自己破産申立件数

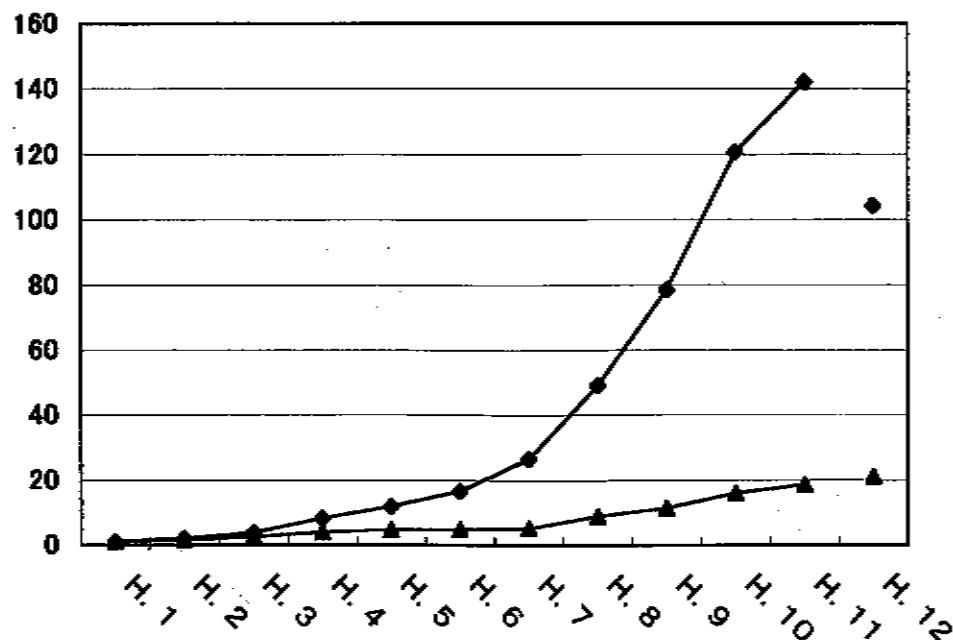
● 沖縄 件  
▲ 全国 百件



	沖縄	前年比	全国	前年比
H. 1	35	112%	9,433	98%
H. 2	23	65%	11,480	122%
H. 3	72	313%	23,491	204%
H. 4	303	420%	43,144	183%
H. 5	322	106%	43,545	101%
H. 6	411	127%	40,385	92%
H. 7	486	118%	43,414	107%
H. 8	693	143%	56,494	130%
H. 9	1,007	145%	72,199	128%
H. 10	1,458	145%	103,803	144%
H. 11	1,730	119%	122,741	118%
H. 12	1,689	98%	139,281	113%

## 貸金業関係等調停申立件数

◆ 沖縄 百件  
▲ 全国 1万件



	沖縄	前年比	全国	前年比
H. 1	112		11,828	
H. 2	208	186%	16,649	141%
H. 3	389	187%	26,270	158%
H. 4	829	213%	41,027	156%
H. 5	1,200	145%	47,296	115%
H. 6	1,669	139%	49,524	105%
H. 7	2,672	160%	52,399	106%
H. 8	4,922	184%	89,464	171%
H. 9	7,847	159%	115,102	129%
H. 10	12,070	154%	160,332	139%
H. 11	14,226	118%	185,592	116%
H. 12	10,424	73%	210,866	114%

※平成12年は、2月から12月までの「特定調停」の事件数のみ。  
一般調停の貸金業関係調停(未発表)は含んでいません。

## ☆調査結果表

表1 年代別割合

20代	42
30代	86
40代	68
50代	44
60代	34
70代	5
総数	279

表1 年代別割合

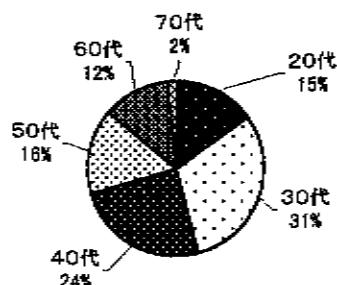


表2 性別割合

男性	101
女性	178
総数	279

表2 性別割合

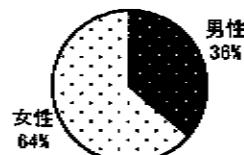


表3 年代別(男性)

20代	13
30代	23
40代	29
50代	19
60代	13
70代	4
総数	101

表3 年代別(男性)

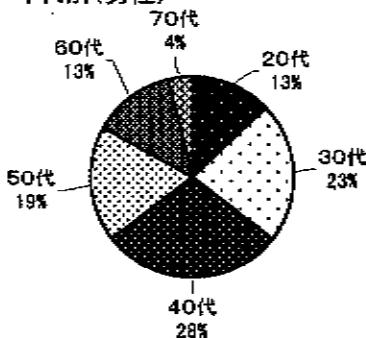


表3-2 年代別(女性)

20代	29
30代	63
40代	39
50代	25
60代	21
70代	1
総数	178

表3-2 年代別(女性)

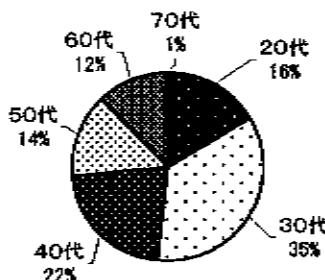


表4 地域別

那覇市	81	29.0%
浦添市	32	11.5%
宜野湾市	25	9.0%
沖縄市	24	8.6%
糸満市	14	5.0%
石垣市	13	4.7%
南風原町	10	3.6%
豊見城村	10	3.6%
西原町	9	3.2%
具志川市	8	2.9%
読谷村	7	2.5%
石川市	5	1.8%
与那原町	5	1.8%
中城村	4	1.4%
金武町	4	1.4%
北谷町	4	1.4%
与那城町	3	1.1%
大里村	3	1.1%
嘉手納町	3	1.1%
玉城村	3	1.1%
名護市	2	0.7%
佐敷町	2	0.7%
東風平町	2	0.7%
勝連町	1	0.4%
恩納村	1	0.4%
北大東村	1	0.4%
北中城村	1	0.4%
今帰仁村	1	0.4%
本部町	1	0.4%
総数	279	

表5 破産時の収入

0円	106
1~5万円	13
~10万円	71
~15万円	53
~20万円	23
21万円~	13
総数	279

月平均収入

本人	7.5
本人・家族含む	13.7

表5 破産時の収入

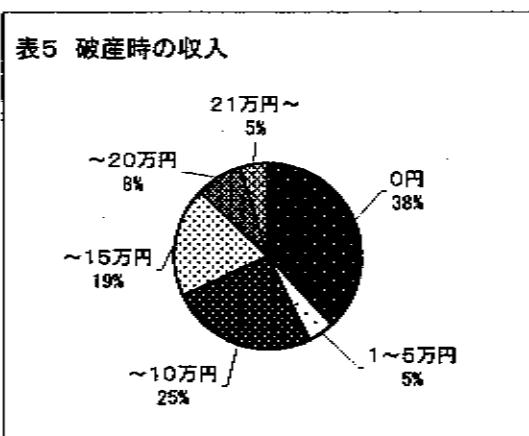


表6 破産前後の職業

	破産前	破産時
会社員(事務・営業・他)	91	32.6%
公務員	0	0.0%
自営業	34	12.2%
パート・バイト	42	15.1%
水商売勤務	9	3.2%
無職・主婦	89	31.9%
契約社員・その他	14	5.0%
総数	279	279

公的扶助

生活保護	23
児童扶養手当	31

病人世帯

本人病気	77
家族病気	38

表7 家族状況

単身者	58
一般	172
母子(父子)家庭	45
不明	4
総数	279

表7 家族状況

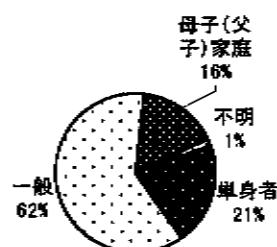


表8 住居

持家	53
賃貸	221
不明	5
総数	279

表9 家族の破産・調停

有	65
無	212
不明	2
総数	279

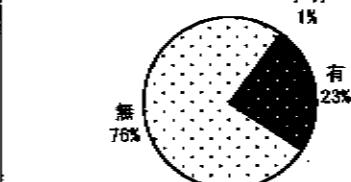


表10 借入件数

1~5件	53	19.0%
6~10件	141	50.5%
11~15件	64	22.9%
16~20件	16	5.7%
21~25件	4	1.4%
26件~	1	0.4%
総数	279	100.0%

平均借入件数

2520(総借入件数) / 279(総人數) = 9.03件

表10 借入件数

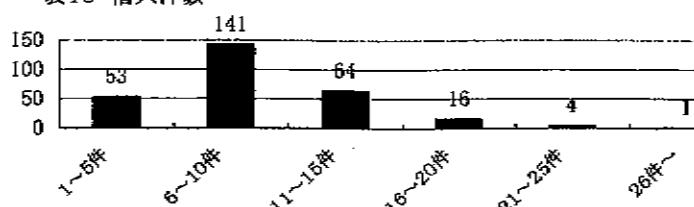
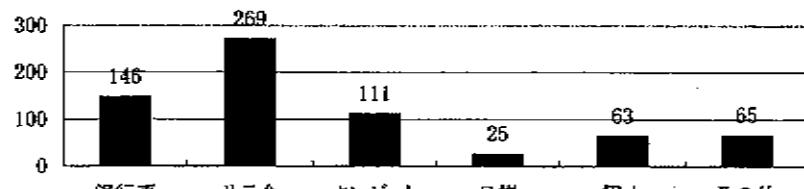


表11 借入先1(複数回答)

銀行系	146	52.3%
サラ金	269	96.4%
クレジット	111	39.8%
日掛	25	9.0%
個人	63	22.6%
その他	65	23.3%
人数	279	

表11 借入先1(複数回答)



借入先2【平均件数】

銀行系	310	2.12 件
サラ金	1,871	6.96 件
クレジット	214	1.93 件
日掛	169	6.76 件
個人	230	3.65 件
その他	121	1.86 件

当該業者総数  
業者別利用者人数

[平均借入額]

銀行系	648万
サラ金	263万
クレジット	83万
日掛	718万
個人	534万
その他	512万

業者別借入総額  
借入人件数(借入先1)

表12 各借入総金額 [万円]

銀行系	94,542
サフ金	70,690
クレジット	9,257
日掛	17,944
個人	33,641
その他	33,294
総計	259,368

平均負債額(万円)

929.6

表13 負債総額

100万以下	4
~200万	29
~300万	79
~400万	52
~500万	22
~800万	32
~1000万	9
~2000万	25
2000万超過	27
総計	279

表13 負債総額

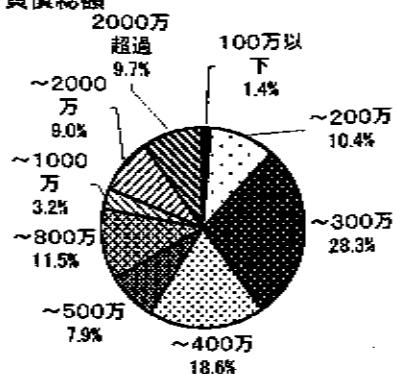


表14 借金の理由(複数回答)

生活	255	91.4%
事業資金	52	18.6%
遊興費	7	2.5%
消費財の購入	47	16.8%
保証人・名義貸	66	23.7%
借金返済	248	88.9%
住宅ローン	38	13.6%

表14 借金の理由(複数回答)

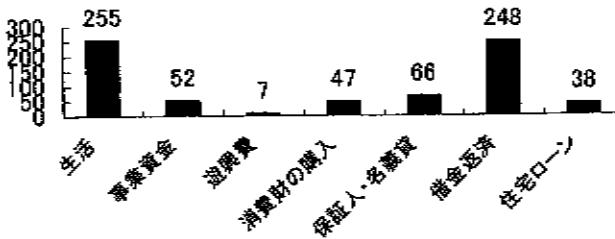


表15 離職の理由

退職	34
倒産	28
解雇	3

表15 離職の理由

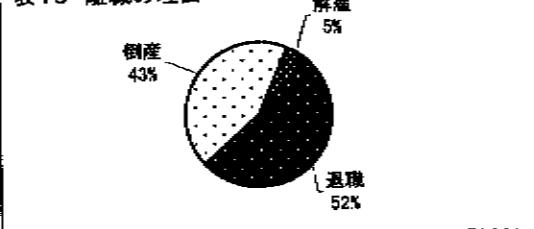


表16 借入期間

3年以下	43
~5年	42
~7年	39
~10年	49
~15年	69
15年超過	35
不明	2
総数	279

表16 借入期間

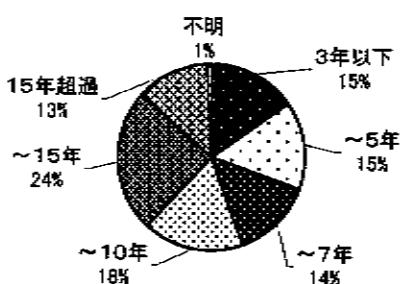


表17 取立状況(複数回答)

自宅	260	93.2%
職場	77	27.6%
家族	117	41.9%
違法取立	8	2.9%
裁判	18	6.5%
強制執行	11	3.9%

表17 取立状況(複数回答)

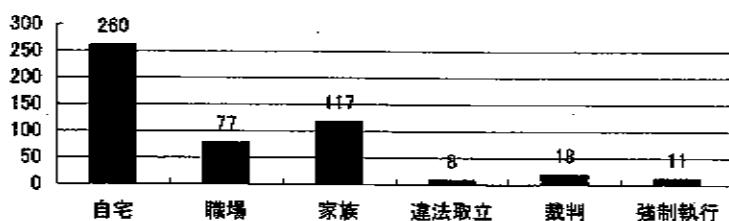


表18 生活への変化(複数回答)

離婚	28
別居	9
退職	17
出稼ぎ	6

表19 一部弁済

有り	7
無し	272

表18 生活への変化(複数回答)

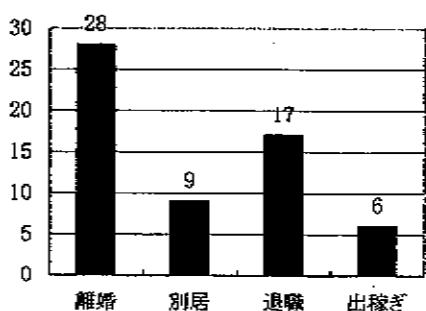
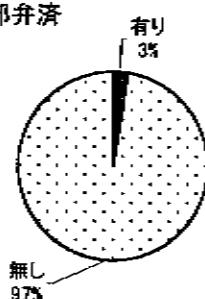


表19 一部弁済



## ☆20歳代の破産者の特徴

表20 男女比

男性	13	30.95%
女性	29	69.05%
総数	42	

表20 男女比

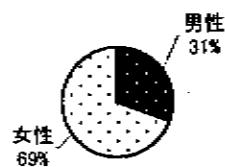


表21 借入件数

1~5件	12	28.6%
6~10件	21	50.0%
11~15件	9	21.4%
総数	42	

表21 借入件数

総借入件数	332
平均借入件数	7.9

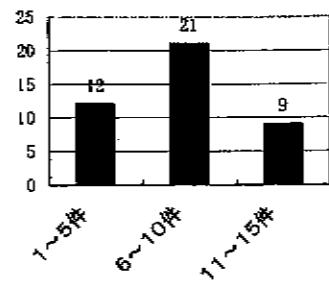


表22 借入先(複数回答)

銀行系	13	31.0%
日掛	2	4.8%
サラ金	42	100.0%
個人	8	19.0%
クレジット	18	42.9%
その他	15	35.7%
人数	42	

表22 借入先(複数回答)

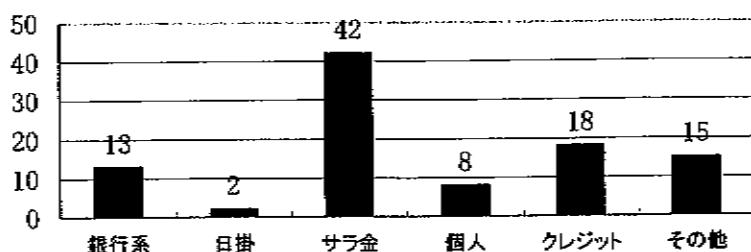


表23 負債総額

100万以下	2	4.8%
~200万	8	19.0%
~300万	15	35.7%
~400万	7	16.7%
~500万	1	2.4%
~800万	5	11.9%
~1000万	2	4.8%
~2000万	1	2.4%
2000万超過	1	2.4%
総数	42	

表23 負債総額

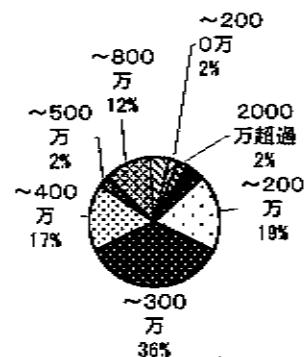


表24 借金の期間

3年以下	13	31.0%
~5年	14	33.3%
~7年	7	16.7%
~10年	7	16.7%
10年超過	1	2.4%
総数	42	

表24 借金の期間

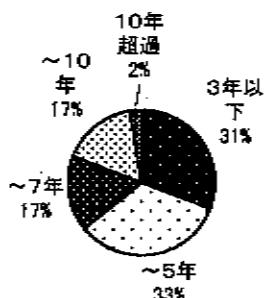
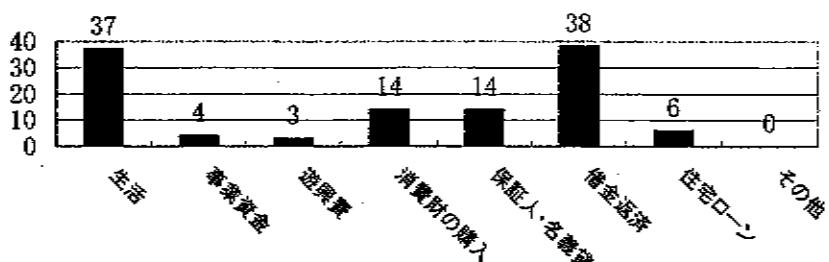


表25 借金の理由(複数回答)

生活	37	88.1%
事業資金	4	9.5%
遊興費	3	7.1%
消費財の購入	14	33.3%
保証人・名義貸	14	33.3%
借金返済	38	90.5%
住宅ローン	6	14.3%
その他	0	0.0%
人数	42	

表25 借金の理由(複数回答)



## 参考資料

1 新聞報道によると、県内の経済的な理由での自殺者は次のとおりです。

※ 平成8年=23名、9年=36名、10年=49名、11年=66名

2 沖縄クレ・サラ被害をなくす会の相談（平成12年）から

イ、サラ金業者からの初回借入時の年代調査

	10代	20代	30代	40代	50代	60上	計
男	25	197	87	39	16	3	375
女	27	191	101	44	26	7	396
計	52	388	188	83	42	10	771
%	7%	50%	24%	11%	5%	1%	

ロ、相談者の男女別、年齢別調査

### 相談者の年齢別

20代 254名 (26%)  
30代 299名 (30%)  
40代 204名 (21%)  
50代 121名 (12%)  
60代 75名 ( 8%)

### 相談者の男女比

男性 494名 (50%)  
女性 491名 (50%)

## ハ、「最初の借金」の原因調査

生活費	213件(28%) 男性26%・女性74% ※ うち57%が20代と30代の女性
保証・名義貸	132件(17%) 男性35%・女性65% ※ うち45%が10代20代。女性が圧倒的
事業資金	92名(12%) 男性58%・女性42%
消費財購入等 (車・買物)	74名(10%) 男性57%・女性43% ※ うち92%が10代と20代。
遊興費・ ギャンブル	97名(13%) 男性88%・女性12% ※ うち59%が20代までの男性。

## 参考資料

### 大手貸金業者の営業拡大

平成13年8月作成

県内の本土サラ金大手7社の営業店舗数の調査結果です。

会社名	9年1月	10年1月	11年5月	12年5月	13年5月	増加率
三洋信販	10店舗	14	14	22	23	230%
武富士	10店舗	11	19	21	22	220%
アコム	14店舗	18	22	23	23	164%
レイク	8店舗	10	14	16	17	213%
プロミス	14店舗	20	22	23	24	171%
アイフル	9店舗	10	13	14	17	189%
アイク	8店舗	9	9	9	9	113%
合計	73店舗	92	113	128	135	185%

大手の中でも三洋信販、武富士、レイクの増加が著しいことが分かります。

無人機の推移

会社名	8年 3月	9年 9月	10年 9月	11年 5月	12年 5月	13年 5月	「愛称」
三洋信販	3台	10	14	13	22	23	ポケットバンク
武富士	3台	11	17	19	21	22	エンスピ
アコム	8台	17	21	22	23	23	ムジンクン
レイク		8	10	14	16	17	ひとりでアキタ
プロミス	3台	18	21	22	23	24	イラッシャイマシ
アイフル	5台	10	12	13	14	14	おじどうさん
リッチ		3	3	3	(3)	3	マカシトキ
日立信販	2台	6	6	10	8	8	ヒタチ クン
アイク				1	2	2	エーシーイム
ライフ		1	3	3	3	3	ラクタロウ
DML		2	(2)	1	(1)		オテガール
シンキ		3	(3)	(3)	(3)	2	マネーキロ
三和ファイ		2	(2)	(2)	4	4	
合 計	24台	91	114	123	144	148	5年で6倍に

# 各社のキャッシュフレーズと申し込み方法

会社名	キャッシング	申し込み方法			
		ATM台数	フリーダイヤル	FAX	インターネット
プロミス	時間延長利息還元プロミスだから! バイトもバートも	0	モード		はじめてカード有 フリーマートで返済可
アコム	初めての方に融資可能かお答えします ディスクは全国でお客様をお待ちする	23	0	Eメール、モード	LOWSONで返済可
ティック	びつどです モードでも24時間受け付中ですよ	2	0	モード、JCBウェブ	初めての方のナビコール
ウイニング		0	モード		
アーカイク	"we say yes"	0	0	0	不動産相談ロード有
アイフル	アイフルなら2時間以内50万円まで	15	0	Eメール、モード、JCBウェブ、JCSカイ	事業者ローン有
シンコウ	誰にも会わずに融資へいかずに 電話一本で毎日振り込み	4	0		かねミスのATM利用可
三和ファイナンス	電話一本での目に現金	4	0	Eメール	レディースユニーク有
AGファイナンス	困った時のペケットカード	2	0		不動産相談ロード有
ナイス	パートの方もパートの方も主婦の方も	3	0	Eメール	レディースロード有
ライフ	もつとれよう!	2	0	モード、JCBウェブ	かねミスのATM利用可
リッチ	初めての方に融資可能かお答えします ほのぼのリチタは生活サポート	16	0	Eメール	はじめてダイヤル、不動産相談ロード
日立信託	その日の融資	8	0	Eメール	
ブラン	つかエルド君子	3	0	Eメール、モード	
ジャパンファイナンス	豊かで快適な生活へお手伝い いたむかの貯蓄士にいたむかにご相談	0			
武富士	ください	0			LOWSONで返済可
ダイハイ	お申し込み扶養証OK!	0			
ノーローン	本当に一過性融資をされたいかも	2	0	Eメール、モード	女性専用ダイヤル有
沖縄ロニシヤンタ	個人から企業までの融資バー	0			不動産相談ロード

# 各新聞におけるサラ金・日掛け金融広告 (H13/2/27～H13/3/5)

## 琉球新報

会社名	月	火	水	木	金	土	日
プロミス	○	○	○	○	○	○	○
アコム	○	○	○	○	○	○	○
ティック	○	○	○	○	○	○	○
アイク	○	○	○	○	○	○	○
アイフル	○	○	○	○	○	○	○
シンヨウ	○	○	○	○	○	○	○
三和ファイナンス	○	○	○	○	○	○	○
AGファイナンス	○	○	○	○	○	○	○
ナイス	○	○	○	○	○	○	○
ライフ	○	○	○	○	○	○	○
リッチ	○	○	○	○	○	○	○
三洋信販		○					
日立信販		○					
プラム		○					
ノーローン	○	○	○	○	○	○	○
武富士	○	○	○	○	○	○	○
レイク	○	○	○	○	○	○	○
ダイハイ							
カシング	○	○	○	○	○	○	○
松実	○	○	○	○	○	○	○
計	13	13	8	5	10	2	4

## 沖縄タイムス

会社名	月	火	水	木	金	土	日
プロミス	○	○	○	○	○	○	○
アコム	○	○	○	○	○	○	○
ティック	○	○	○	○	○	○	○
アイク	○	○	○	○	○	○	○
アイフル	○	○	○	○	○	○	○
シンヨウ	○	○	○	○	○	○	○
三和ファイナンス	○	○	○	○	○	○	○
AGファイナンス	○	○	○	○	○	○	○
ナイス	○	○	○	○	○	○	○
ライフ	○	○	○	○	○	○	○
リッチ	○	○	○	○	○	○	○
日立信販		○					
プラム		○					
ノーローン	○	○	○	○	○	○	○
武富士	○	○	○	○	○	○	○
レイク	○	○	○	○	○	○	○
ダイハイ							
ジャパンファイナンス	○	○	○	○	○	○	○
松実	○	○	○	○	○	○	○
計	15	10	9	8	13	3	2

地方裁判所における個人再生手続の運用方法に関するアンケート 集計表 I

アンケート実施期間: 平成13年4月18日～5月10日  
 アンケート対象者: 司法書士会 民事再生制度担当者(56名)  
 アンケート実施方法: 担当者に直接郵送、FAX・郵便により回収

【資料作成】  
 日司連消費者問題対策推進委員会  
 委員長 古橋清二

	1. 地方裁判所との協議					2. 裁判所の窓口対応 (紹介先)					3. 再生手続開始の申立					
	(1)協議		(2)申立書式の開示		(3)受託者名簿	(4)再生委員名簿	(5)その他	(1)本人申立		(2)本人への書式の場合			(3)司法書士会との場合		開示	
			書式	FD	提出	未提出	サポート体制が整っている旨説明	弁護士会	あり	なし	同様	なし	司法書士会	あり	なし	不明
札幌会	未開催		弁護士会が原則	書式	提出	未提出	サポート体制が整っている旨説明	弁護士会	あり	なし	同様	なし	司法書士会	あり	なし	不明
函館会	開催	なし		書式	未提出	未提出	担当書記官による勉強会を開催(5月)	弁護士会	あり	なし	同様	なし	司法書士会	あり	なし	不明
旭川会	開催	なし		書式 FD	未提出	未提出	弁護士会	あり	なし	同様	なし	司法書士会	あり	なし	不明	
釧路会	開催	なし		書式 FD	未提出	未提出	地裁支部主催で説明会を開催	弁護士会	不明	あり	あり	あり	あり	あり	あり	不明
宮城県会	開催	あり	要求していない	書式	未提出	未提出	(一部の支部から提出要請あり)	弁護士会	あり	あり	あり	あり	司法書士会	あり	あり	不明
福島県会	未開催	申し出ていない		書式	未提出	未提出		弁護士会	あり	なし	同様	なし	司法書士会	あり	なし	不明
山形県会	未開催	申し出ていない		書式	未提出	未提出		弁護士会	あり	なし	同様	なし	司法書士会	あり	なし	不明
岩手県会	未開催	5/14予定	書式	未提出	未提出	未提出		弁護士会	あり	あり	あり	あり	司法書士会	あり	あり	不明
秋田県会	未開催	申し出ていない	要求していない	書式	未提出	未提出		弁護士会	あり	あり	あり	あり	司法書士会	あり	あり	不明
青森県会	開催	なし	書式	未提出	提出	未提出	担当裁判官による研修会を開催	弁護士会	不明	あり	あり	あり	司法書士会	あり	あり	不明
東京会	開催	なし(断られた)	書式	未提出	未提出	未提出		弁護士会	なし	なし	異なる	なし	司法書士会	あり	なし	不明
神奈川県会	開催	あり(4/25)	書式 FD	未提出	未提出	未提出	参考として再生委員名簿の提出が認められた	弁護士会	あり	あり	あり	あり	司法書士会	あり	あり	不明
埼玉会	開催	あり		FD	未提出	提出		弁護士会	あり	あり	あり	あり	司法書士会	あり	あり	不明
千葉会	未開催	申し出ていない	書式	未提出	未提出	未提出		弁護士会	不明	あり	あり	あり	司法書士会	あり	あり	不明
茨城会	支部による	あり(5支部)	書式	未提出	提出	未提出	支部ごとに協議した	支部による	あり	あり	あり	あり	司法書士会	あり	あり	あり
栃木県会	開催	あり		FD	未提出	未提出	財産目録の備え置き可能な会員リストを提出	弁護士会 司法書士会	あり	あり	あり	あり	司法書士会	あり	あり	不明
群馬会	開催	あり	書式	未提出	未提出	未提出	判事を講師とした研修会を開催(5/15)	弁護士会 司法書士会	あり	あり	あり	あり	司法書士会	あり	あり	不明
静岡県会	開催	あり		FD	提出予定	提出予定	提出予定	弁護士会 司法書士会	あり	あり	あり	あり	司法書士会	あり	あり	不明
山梨県会	未開催	申し出ていない	書式	未提出	未提出	未提出	運用指針の開示を要求(ないと回答)	弁護士会	不明	あり	あり	あり	司法書士会	あり	あり	不明
長野県会	開催	なし		FD	未提出	未提出		弁護士会	あり	あり	あり	あり	司法書士会	あり	あり	不明
新潟県会	開催	なし		FD	提出	提出		弁護士会 司法書士会(申入れ中)	あり	なし	同様	なし	司法書士会	あり	なし	不明
愛知県会	開催	あり(必要に応じて)		FD	未提出	未提出	申立から開始決定までの期間等を確認	弁護士会 司法書士会	あり	あり	あり	あり	司法書士会	あり	あり	不明
三重県会	開催	あり	書式 FD	提出	提出	提出		弁護士会	あり	あり	あり	あり	司法書士会	あり	あり	あり
岐阜県会	開催	なし	書式 FD	未提出	未提出	未提出		弁護士会	なし	なし	異なる	なし	司法書士会	あり	なし	不明
福井県会	開催	あり		FD	未提出	提出		弁護士会 司法書士会	なし	なし	同様	なし	司法書士会	あり	なし	不明
石川県会	開催			FD	未提出	未提出		弁護士会	支部による	あり	あり	あり	司法書士会	あり	なし	不明
富山県会	開催	なし	非開示(最高裁方式)		未提出	未提出		弁護士会	あり	なし	同様	なし	司法書士会	あり	なし	不明
大阪会	未開催	拒否された		拒否	未提出	未提出	弁護士会がシステム化している	弁護士会	あり	あり	あり	あり	司法書士会	あり	なし	不明
京都会	開催	なし	書式 FD	提出	提出	提出	別除権者への弁済等を協議	弁護士会	あり	あり	あり	あり	司法書士会	あり	あり	不明
兵庫県会	未開催				未提出	未提出		弁護士会	あり	あり	あり	あり	司法書士会	あり	あり	不明
奈良県会	未開催	申し出ない			未提出	未提出		弁護士会	あり	あり	あり	あり	司法書士会	あり	あり	不明
滋賀県会	未開催		書式	未提出	未提出	未提出		弁護士会	あり	あり	あり	あり	司法書士会	あり	なし	不明
和歌山県会	未開催	申し出ない			未提出	未提出		弁護士会	あり	あり	あり	あり	司法書士会	あり	なし	不明
広島会	開催	あり		FD	未提出	未提出		相談センター	あり	あり	あり	あり	司法書士会	あり	あり	不明
山口県会	開催	あり		FD	未提出	提出	書記官による研修会を開催	弁護士会	あり	あり	あり	あり	司法書士会	あり	あり	不明
岡山県会	開催	なし	書式 FD	未提出	未提出	未提出		弁護士会	あり	あり	あり	あり	司法書士会	あり	あり	不明
鳥取県会	開催	あり		FD	提出	提出		弁護士会 司法書士会	あり	あり	あり	あり	司法書士会	あり	あり	あり
島根県会	開催	あり	書式	未提出	提出	未提出		弁護士会 司法書士会(口頭紹介)	あり	あり	あり	あり	司法書士会	あり	あり	あり
香川県会	開催	要望中		不明	未提出	未提出		弁護士会	あり	あり	あり	あり	司法書士会	あり	あり	あり(給与取得者のみ)
徳島県会	未開催	申し出ない	書式	未提出	未提出	未提出		弁護士会	あり	あり	あり	あり	司法書士会	あり	なし	不明
高知県会	未開催	申し出ない	書式 FD	未提出	未提出	未提出		弁護士会	あり	あり	あり	あり	司法書士会	あり	なし	不明
愛媛県会	開催(電話)			書式	支部による	支部による		弁護士会 司法書士会(支部による)	あり	なし	同様	なし	司法書士会	あり	なし	不明
福岡県会	開催	あり(随時)		FD	提出	未提出	再生委員の選任不要な会員名簿を提出	弁護士会 司法書士会	あり	あり	あり	あり	司法書士会	あり	なし	不明
佐賀県会	開催	あり		FD	提出	提出		弁護士会 司法書士会	あり	あり	あり	あり	司法書士会	あり	なし	不明
長崎県会	未開催	申し出ない		拒否	未提出	未提出		弁護士会	不明	不明	同様	不明	司法書士会	あり	なし	不明
大分県会	開催	あり			未提出	未提出		弁護士会 司法書士会(申立てれば)	あり	あり	あり	あり	司法書士会	あり	あり	不明
熊本県会	開催	あり(随時連絡をとっている)		FD	未提出	提出		弁護士会 司法書士会	不明	あり	あり	あり	司法書士会	あり	なし	不明
鹿児島県会	開催	なし		FD	提出	提出		弁護士会 司法書士会	なし	なし	異なる	なし	司法書士会	あり	なし	不明
宮崎県会	開催	あり	書式 FD	提出	提出	提出		弁護士会 司法書士会	あり	あり	あり	あり	司法書士会	あり	なし	不明
沖縄県会	開催	あり(6月)		拒否	未提出	未提出		弁護士会 司法書士会	あり	あり	あり	あり	司法書士会	あり	なし	不明

開催 未開催 あり なし  
合計 34 15 20 12

弁護士会 司法書士会 不明 あり なし  
34 15 5 42 5

あり なし 不明  
12 13 22

地方裁判所における個人再生手続の運用方法に関するアンケート 集計表Ⅱ

アンケート実施期間:平成13年4月18日～5月10日  
 アンケート対象者:司法書士会 民事再生制度担当者(56名)  
 アンケート実施方法:担当者に直接郵送、FAX・郵便により回収

4. 個人再生委員	(1)再生委員の選任			(2)報酬額(円)	(3)予納方式	(4)再生委員の給源	(5)委員に選任された司法書士	5. 申立報酬(円)
	(1)弁護士代理の場合		(2)司法書士専与の場合					
	必要	不要	必要					
札幌会	不要	必要	必要	30万	分割可	弁護士		なし
函館会	不要	必要	申立が認められていない	20万	一括	弁護士		なし 5万～10万
旭川会	不要	必要	必要	30万	一括	弁護士	調停委員	なし 不明
釧路会	不要	不要	場合による	10.5万円	一括		その他	なし 15万～20万
宮城県会	不要	必要	必要	20万	分割可	弁護士		なし 10万～15万
福島県会								
山形県会								
岩手県会	不要	場合による	必要	20万	分割可	弁護士 司法書士 調停委員 消費生活センター	なし	不明
秋田県会	不要	必要	必要	20万	一括	弁護士		なし 20万～25万
青森県会	不要	場合による	場合による	7万	分割可	弁護士 司法書士 調停委員 その他	なし	10万～15万
東京会	必要	必要	申立が認められていない	15万	分割可	弁護士		なし 10万～15万
神奈川県会	不要	必要	必要	20万	一括	弁護士		なし 不明
埼玉会	不要	必要	必要	20万	一括	弁護士 司法書士		なし 10万～15万
千葉会	不要	必要	必要	20万	一括	弁護士		なし 10万～15万
茨城会	必要(3支部)	必要(5支部)	必要	20万～22万	分割可	弁護士 司法書士 調停委員	あり	15万～20万
栃木県会	不要	必要	必要	23万	一括	弁護士		なし 個人の判断
群馬県会	必要	必要	必要	20万	分割可	弁護士		なし 10万～15万
静岡県会	必要	必要	必要	15万	分割可	弁護士		なし 10万～20万
山梨県会	不要	必要	必要	不明	不明	弁護士	調停委員	なし 15万～20万
長野県会	不要	必要	必要	15万～20万		弁護士		なし
新潟県会	必要(場合による)	必要	必要	15万	分割可	弁護士 司法書士 調停委員		なし 15万～20万
愛知県会	不要	必要	必要	8万	一括	弁護士		なし 15万～20万
三重県会	不要	場合による	必要	15万	不明	弁護士 司法書士		なし 10万～20万
岐阜県会	不要	場合による	申立が認められていない	20万	一括	弁護士 司法書士 調停委員		なし 15万～20万
福井県会	不要	必要	必要	21万	一括	弁護士 司法書士 調停委員		なし 10万～15万
石川県会	不要	事件内容による判断を申入中	必要	25万	一括	弁護士		なし
富山県会	不要	場合による	必要	20万	一括	弁護士		なし 15万～20万
大阪会	不要	場合による	必要	30万	一括	弁護士	調停委員	なし 15万～20万
京都会	場合による	必要	必要	30万	一括	弁護士	申立て数によって次候補を検討	なし 15万～20万
兵庫県会	不要	必要	必要	30万	一括	弁護士		なし
奈良県会	不要	場合による	必要	5万	一括	弁護士	調停委員	なし 5万～10万
滋賀県会	不要	必要	必要	20万～30万	一括	弁護士		なし 15万～20万
和歌山県会	場合による	必要	必要	30万	一括			
広島会	不要	必要	必要	20万	一括	弁護士		なし 未定
山口県会	不要	場合による	必要	15万(司)・30万(弁)	不明	弁護士 司法書士 調停委員		なし 15万～20万
岡山県会	不要	必要	必要	20万	一括	弁護士		なし 15万～20万
鳥取県会	不要	不要	必要	15万	分割可	弁護士 司法書士 調停委員 司法委員		なし 10万～15万
島根県会	不要	場合による	必要	10万	一括	弁護士 司法書士 調停委員		なし 15万程度
香川県会	場合による	必要	必要	20万	一括	弁護士		なし 不明
徳島県会	不要	必要	必要	20万	一括	弁護士		なし 10万～15万
高知県会	不要	必要	必要	15万	一括	弁護士		なし 未定
愛媛県会	不要	必要	必要	17万～20万	一括	弁護士		なし 10万～15万
福岡県会	不要	場合による	必要	12万	一括	弁護士 司法書士 調停委員		なし 20万～25万
佐賀県会	不要	場合による	必要	17万	一括	弁護士 司法書士 調停委員		なし 25万以上
長崎県会	不明	不明	不明	不明	不明			なし 不明
大分県会	必要	必要	必要	13.5万	一括	弁護士		なし 10万～15万
熊本県会	必要	必要	必要	6万～11万	一括	弁護士 司法書士 調停委員	あり	15万～20万
鹿児島県会	不要	場合による	申立が認められていない	12万	一括	弁護士 司法書士		なし
宮崎県会	必要(§233②中のみ)	必要	必要	3万～12万	一括		あり(§233②①)	10万～15万
沖縄県会	不要	必要	必要	30万	一括	弁護士		なし 10万～15万

必要 場合による 不要 必要 場合による 不要 必要 場合による 不要

一括 分割可 弁護士 司法書士 調停委員

あり なし  
3 44

合計

8 4 36 32 12 2 41 2 0

33 10 44 15 16

## 資料 法律等の規定（要旨）

貸金業者の金利や営業に関する法律の規定の要旨を紹介します。

### 1 金利に関する規制

#### （1）利息制限法

金銭消費貸借契約は、その利息が次の金額を超えるときは超過部分につき無効とする。損害金も超過部分は無効。

元金の額	利息	損害金
10万円未満	年20%	年29.2%
10万円以上100万円未満	年18%	年26.28%
100万円以上	年15%	年21.9%

※平成12年6月以前は法定損害金は利息の2倍でした。

#### （2）出資法

5条2項 金銭の貸付を業として行う者が、年29.2%を超える利息の契約をしましたは受領したときは3年以下の懲役又は罰金

※平成12年6月1日改正。改正前は年40.004%でした。

#### （3）出資法特例（日賦貸金業者）

イ、年利54.75%以上が懲役等の対象。（本年1月1日前は年109.5%）

ロ、日賦貸金業者の要件（違反は刑事罰）

- ① 従業員5人以下の小規模自営業者のみに貸付けのこと
- ② 返済日数は100日以上わたること
- ③ 返済日数の5割以上を訪問して集金すること（以前は7割）

## 2 営業に関する規制

### (4) 貸金業規制法

13条（過剰貸付禁止）顧客又は保証人になろうとする者の資力又は信用、借入れの状況、返済計画等について調査し、その者の返済能力を超えると認められる貸付けの契約を締結してはならない。

16条（誇大広告禁止）広告をするときは、貸付の利率その他貸付の条件について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものより著しく有利であると人を誤認させるような表示を禁止。

17条（書面の交付義務）契約にあたり遅滞なく内閣府令による条項を記載した書面を交付する義務。保証人にも交付する義務がある。

18条（受取証書の交付義務）弁済を受けたときは、その都度、直ちに、内閣府令による条項を記載した書面を交付する義務がある。

21条（取立行為の規制）債権の取立をするに当たって、人を威迫し又はその私生活若しくは業務の平穏を害するような言動により、その者を困惑させてはならない。（罰則 1年以下の懲役等）

2項 取立にあたり相手方から請求があったら氏名等を名乗る義務。

43条 債務者が利息として任意に支払った額が、利息制限法の利率を超える場合でも、次の場合は「有効な債務の弁済」とみなす。

- ① 貸付契約の都度、遅滞なく、内閣府令で定める契約内容を明らかにした書面を交付する。
- ② 弁済を受けたときは、直ちに内閣府令で定める内容を記載した書面を交付する。

### (5) 金融庁事務ガイドライン（第3分冊 平成10年6月8日）

#### 三 貸金関係

貸金業者に対する法第3章の規定に係る監督に当たっては、次のように取り扱うものとする。

### 三-二-一 過剰貸付けの防止

法第13条（過剰貸付け等の禁止）の規定に係る監督に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

#### （1）過剰貸付けの判断基準

貸金業者が貸付けを行うに当たって、当該貸付けが資金需要者の返済能力を超えると認められるか否かは、当該資金需要者の収入、保有資産、家族構成、生活実態等及び金利など当該貸付けの条件により一該に判断することは困難であるが、窓口における簡易な審査のみによって、無担保、無保証で貸し付ける場合の目処は、当該資金需要者の年収額の10%に相当する金額とすること。

（2）顧客に対し、必要とする以上の金額の借入を勧誘したり、借入意欲をそそるような勧誘をしてはならないこと。

（3）無担保、無保証の貸付けを行うときは、借入申込書に借入希望額、既往借入額、年収額等の項目を顧客自らに記入させることにより、その借入意思の確認を行うこと。

（4）無担保、無保証の貸付けを行うときは、信用情報機関を利用して、顧客の借入状況、既往借入額の返済状況等を調査し、その調査結果を書面にすること。

### 三-二-二 取立て行為の規制事例

（1）暴力的な態度をとること

（2）大声をあげたり、乱暴な言葉を使ったりすること

（3）多人数で押し掛けること

（4）午後9時から午前8時まで、その他不適当な時間帯に、電話で連絡し若しくは電報を送達し又は訪問すること

（5）反復継続して電話で連絡し、電報を送達し、訪問すること

（6）はり紙や落書き等、債務者の借入の事実、その他プライバシーを明ら

かにすること

- (7) 勤務先を訪問し、債務者、保証人を困惑させたり、不利益を被らせること
- (8) 弁護士に委任した旨の通知、又は調停その他の裁判手続きを取ったことの通知を受けた後に正当な事由なく請求すること
- (9) 法律上支払い義務のない者に対し、支払請求をしたり、必要以上に取立への協力を要求すること

### 三-二-三 取引関係の正常化

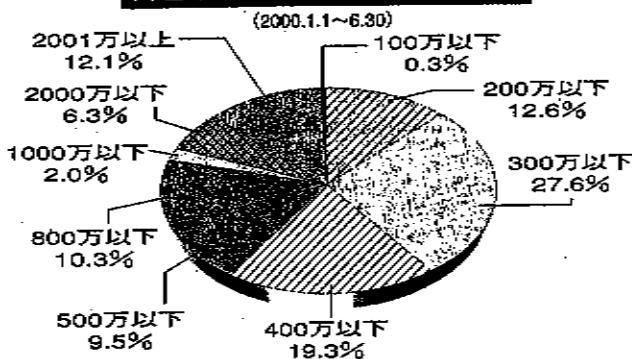
上記のほかに、貸金業者の監督に当たっては、資金需要者の利益の保護を図る観点から、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 債務者、保証人その他の債務の弁済を行おうとする者から、帳簿の記載事項のうち、当該弁済に係る債務の内容について開示を求められたときに協力すること。
- (2) 契約を締結するに際して、契約内容を文書又は口頭で十分説明すること。
- (3) 契約を締結するに際しては、次に掲げる行為を行ってはならないこと。
  - ①白紙委任状及びこれに類する書面を徴求すること。
  - ②白地手形及び白紙小切手を徴求すること。
  - ③クレジットカードを担保等として徴求すること。
  - ④貸付け金額に比し、過大な担保を徴求すること。
  - ⑤印鑑、貯金通帳・証書、キャッシュカード、運転免許証、健康保険証、年金受給証等の債務者の社会生活上必要な証明書等を徴求すること。
- (4) 社会的に過剰宣伝であると批判を浴びるような過度の広告をしてはならないこと。

深刻 止まらない不況風

# バイト・無職者 自己破産が激増

#### 自己破産者の負債総額の割合



司法書士会 26日に相談会

入不安定な層が激増。県司法書士会(前原正造会長)が、今年一月から六月までの自己破産者を対象とした調査で、こんな実態が浮かび上がった。同会は今後、消費者金融などの多重債務に陥る、自己破産に追い込まれる人たちを教説するため、今年施行された特定調停法の活用や過払いで返還の訴訟などを積極的に展開する。二十六日午後一時から那覇市の八重山支那銀行内五方所で講演や相談会を実施する。

# 平均負債一千四突破

今年一月一日から六月三十日までの間に破産の申し立ては約八百件。そのうち、会が調査した三百四十八件をみると、借金の目的は「生活費の補てん」が九二%、男女別では男性三六%、女性六四%となつた。

職業別では、「無職・主婦」が一七%、「パート・アルバイト」が一九%と高かつた。前年は一項目合わせて二二%で、收入が不安定な層の破産が増加したのが特徴だ。同会は「最寄り駅で不況で、経済生活が困難になつて、やむを得ず、それに乘じて返済能力を絶望した過剰債務者が増えている」と指摘した。平均債務

増加傾向を見せ、平均十社から千二十九万円の債務。前年より二百七十九万円多く、会が調査してから初めて二千万円を超えた。住店ローンの債務は、三十四年において、過去最高の件数になつた。

今年二月に施行された住宅定調べ法は、一つの簡易裁判所で事件を一括して申立てができるなど、申立て（債務者）が生活や事業を再建できる環境へつながるやすくなつた。

同会は今後、特定調停等にのりついで、簡裁の調停委員会を通じ、業者へ債務の期間や額が記載された

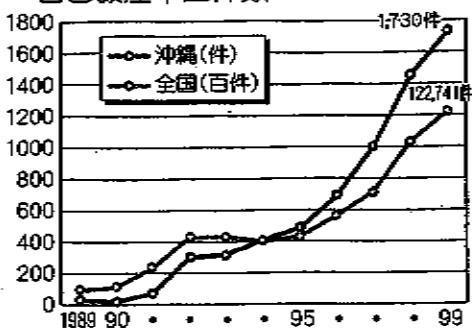
算額の提出を積極的に行なうのが、過払い金の返還を求める不当利得返還請求訴訟や債務不存確認請求訴訟にも取り組む方針だ。

すでに、特定調停法によると調停手続きで、債務額を大幅に減らしたり、訴訟により過払い金が返還されたりしたケースもある、といふ。

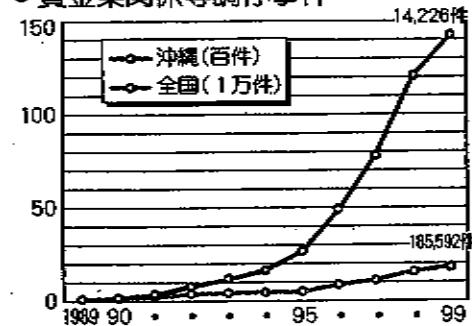
多重債務の相談会会場は那覇市が八波莊、中城が農民研修センター、北部が名護公民館、平良市は市立図書館、石垣市は平得公民館。問い合わせは県司法書士会(電話098(8855)4454)。

平成12年11月19日（日）琉球新報（朝刊）

●自己破産申立件数



●貸金業関係等調停事件



# 不況苦 反映

## 今年上半期の自己破産

平均負債額1000万円超

主婦やパート 全体の5割弱 生活費目的が9割

県司法書士会は十七日、  
今年上半期（一月から六  
月）に同会が取り扱った自  
己破産申立者を対象に実施  
した実態調査の結果を発表  
した。この間の破産申立件  
数は約八百件。自営業者の  
破産や生毛ローン関係の債  
務の増加、サラリーマン金  
融業者からの借入金額など  
の増加を背景で、一九九四  
年の調査開始から初めて、

平均負債額が一千万円台と  
なったのが最大の特徴。調  
査申立件数も今年二月に施  
行された特定調停法の積極  
的な活用があられ、上半期  
ですべて四百三十六件に上  
っています。

司法書士会によると、  
昨年一年間の破産件数は  
千七百三十件で、九八年度  
比一九九四と増加。貸金業  
関係の調停は一万四千一百  
六十件で、九八年度比一  
八%となっており、近年、  
增加の一途をたどってい  
る。

破産の特徴としては、收

入の安定しない主婦やアル

バイトへの遣し付けが過去

最高の四六%を占めるほ

ど、借金の目的の九二%が

生活費の補てんとなってお

り、長引く不況を反映する

結果となっている。

県内の大手消費者金融の  
営業店舗数の四年間で

七十三店舗が八百二十八店へ  
と増加。無人契約機は二  
百四台から三百四十四台と六  
倍の大躍進を見せ、借  
りやすさが破産、調停の背  
景にあることがうかがえ  
る。

また報告は、不況の中で  
生活費が拡大していること

と、業者の返済能力を無視

した過剰な融資を指摘して

いる。

県司法書士会は多量債務

者解決を目指し、二十六日

午後二時から五時まで、  
那覇市の八汐在など県内五

方所で講演会と相談会を開

催する（講演会は那覇の

み、その他の会場は相談会  
のみ）。問い合わせは同事

務局☎0986（867）3

2000-11-23 沖縄タイムス

多重債務問題を法的に  
解決する方法として、破  
産申し立て・調停申し立  
て・債務不存在確認の  
訴え・不当利得返還

請求の訴えなどがあ  
ります。破産申し立て  
については「自己破産」  
という名称で一般の市  
民もその法的解決の方法  
を知るところとなりま  
す。

しかし、調停申し立  
ての特定調停法は、經  
済的に破たんするおそれ

の訴えについて、多少  
専門的知識を要するた  
めあまりなじみのない手  
続きになっています。本  
稿では新法の施行のあつ  
た調停申し立てについて、  
簡単に紹介したいと思いま  
す。

上原 浩一

# 寄稿

て、債務不存在確認の訴  
え・不当利得返還請求の  
訴えについては、多少  
専門的知識を要するた  
めあまりなじみのない手  
続きを教済する法律で  
あります。同手続きは、の残債  
務額の確定②債務の支払  
い方法の合意→を目指す  
ものであります。

そのため、当事者双方  
は残債務額や支払い能  
力に関する資料を簡易裁  
判所に提出しなければな  
りません。さらに、裁判  
所は特に必要であると認  
めるときは、当事者に対  
し関係のある文書等の提  
出を求めることができる  
ようになり、過料の規定  
が設けられました。

この特定調停法(正式の名称  
は特定調停法)が施行されま  
した。

この特定期間は、当事者に對  
してこの文書提出命令が  
適切に適用されるのであ  
ります。

これが、法的に有効な残債  
の訴えを活用し、残債務  
の合計が金五万九千円に  
(与那原町与那原三十六

通りです。

初回

貸金業者七社から合

議的再生に向け意欲のあ  
る者を教済する法律で  
あります。

等に関する法律)四三條

月の払い十三万六千円を

はありません。

専門家に

相談してみてはいかがで  
すか。

県司法書士会は、多重

債務問題に關し市民の

相談に応じるため二十

六日(那覇(共済会館八

汐荘)、中部(農研修

センター)、北部(名護

市公民館)、宮古(平良

市立図書館)、八重山

(平良公民館)で多重

債務問題の相談会を行

います。

いずれも午後

二時から五時まで。無

料でのお気軽にお

参 加ください。

連絡先は沖縄県司法書

士会、電話098(886

7)335326。

事例を紹介します。当

八、司法書士会広報部

## 特定調停法の簡略紹介

今年一月十七日から民  
事調停法の特則である  
特定調停法(正式の名称  
は特定債務等の調整の促  
進のための特定調停に關  
する法律)が施行されました。  
これが、法的に有効な残債  
の訴えを活用し、残債務  
の合計が金五万九千円に  
減り、月々の支払いも一  
万円で解決しました。破  
産申し立ての特定調停法は、經  
済的に破たんするおそれ

率が利息制限法の規定す  
る利率を超えていたのが  
事実を紹介します。当

事務所上、貸金業者の利  
率が利息制限法の規定す  
る利率を超えていたのが  
事実を紹介します。当

論  
司

字は、昨年一年間に沖縄県で破産宣告の申し立てをした人の数である。平成十年一千四百五十八人、平成九年一千二十五人と確実に増加しているのがわかる。

は破産状態の保護を知り、備重が県内といふといふわざれらの間違なからず影響破産とは

「支払う」と書かれてある金額が「一万円以上」であるが、これが何を意味するのか、さうした知識も持っていない。」

馬鹿の法権者である、すべてを少しだけ払い戻すう機会の少い。それでこそ、馬鹿の法権者である、すべてを少しだけ払い戻すう機会の少い。

新法が次々に施行され、債務者の経済的負担を減らすことを目的とした借入金の償還猶予制度が確立され、債務者を保護する方針が明確化された。

地で多  
めた民事再生  
法が新たに  
再建型の債  
の選択肢が  
中でも特  
県内で年間  
の申し立て  
金調停の特  
利息の一・四  
利息制限法  
にそれが  
れた。

命令が法定命令に成る。これが法的権利の問題である。これは相互行為の問題である。この問題は、契約書・領事裁判の問題である。この問題は、契約書・領事裁判の問題である。この問題は、契約書・領事裁判の問題である。

借金問題は、市農民研究会の調査報告書によれば、北部（古伊・平野・八重山）で最も嚴重な状況である。無料相談所が、法曹士会へ依頼されることが多い。

中部・  
セントラル  
市中央公  
良市立國  
平得公民

崎間 篤



26日に各地で多重債務者相談会

「さう金・ト  
ある多額債務  
消費者教育  
社会に出で  
対策にした  
債務者問題第  
をみせねどり  
く不況のあ  
住宅ローン、  
根深さを痛  
増えてき  
る。」

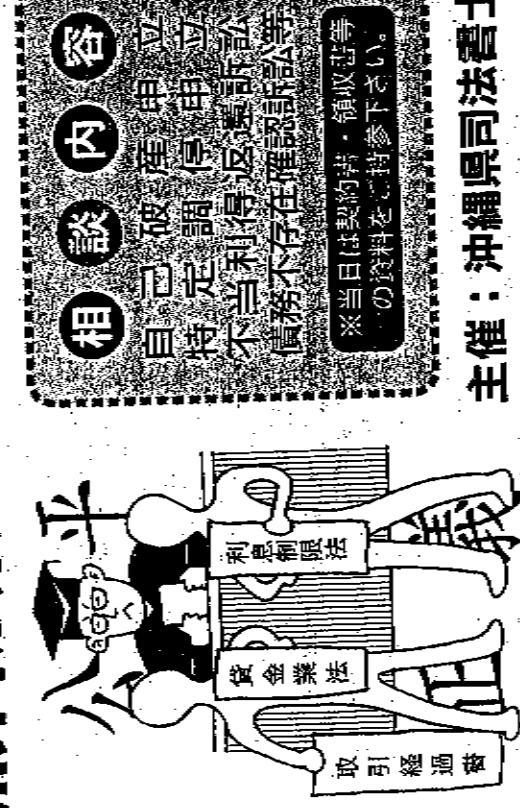
八汐庄・中  
農民研修セ  
市名護市中  
古・平良庄  
八重山・平得  
書士会へ。  
沖縄県司法書士

場で  
部・  
ンタ  
立國  
央公  
公民

平成12年11月25日（土）琉球新報（朝刊）

# 司法書士 無料法律相談会

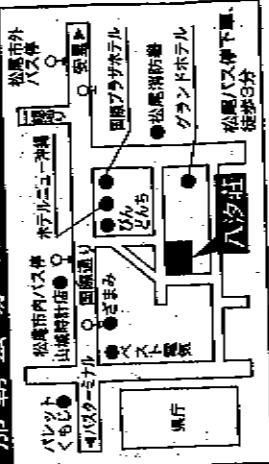
日時：平成12年11月26日(日)午後2時～午後5時



## 相談会場

- ◎那霸／共済会館八汐荘(2～3時：講演会)
- ◎中部／沖縄市農民研修センター
- ◎北部／名護市中央公民館

那覇会場 TEL:098-867-1191



主催：沖縄県司法書士会

## 借金苦の解決法学ぶ

司法書士会の  
無料法律相談

120人が窮状訴え

沖縄県司法書士会は二十日、県内五地域で無料法律相談を行った。那覇、中部、北部、東古、八重山地区全体で約百二十人の多重債務者やその家族らが相談に訪れた。多重債務に悩む当事者は「何年かかっても利息の返済しかできない」「厳しく取り立てに健廉を害した」と話す。

中には涙ながらに窮状を訴える人もいた。那覇地区では、司法書士二十四人の相談員では手

が足りないほど多くの人が訪れた。司法書士法律相談もぐらの貸金業者から数千万円の借金をし、数百万円の利息を毎年返し続ける人が多い。田の利息を毎年返し続ける一百万円ほどの借金を一千五百円ばかりの相談者が持つなど、「利

用法（利息の上限を設け、上限を上回って払った過去の利息が元金に繰り入れられ

れるもの）を適用すれば、利息の返済請求ができる

し、出資法（上限を超えた利息を請求した貸金業者は罰金または懲役に課せられる）違反で刑事告訴する事もある」とアドバイ

スされた。田の利息を毎年返し続ける一百万円ほどの借金を一千五百円ばかりの相談者が持つなど、「利

用法（利息の上限を設け、上限を上回って払った過去の利息が元金に繰り入れられ

れるもの）を適用すれば今までの借金にあたるが、この司法書士の説明に「信じられない」と驚いていたという。

失業時代の生活費として知らない事に付込まれて、長期間にわたって返済を続

められた借金が返済に何年かかるかといふ夫婦は、約五百円の借金が利憲制限法の適用で「百

円台」まで嵩じせる事を初

めて知ったところ。宮里さんは「これから年末に

かけて、業者の追い込みが激しくなってくる。相

談者は悲觀せず、今ある法制度をきちんと知つて

利用してほしい」と話した。

多重債務の相談は、毎週火曜日と木曜日の午後二時から午後四時まで（00:00～16:00）、那覇

## 多重債務の解決法伝授

不況の反映が県内外でも借金過剰に悩む相談が続々  
県五カ所で無料相談会を実施したといい、借金返済に  
ついては「借入額を減らす」と呼び掛けた。

福島西八人が相談に訪れた。社会問題化している多重債務の実態の一端が窺え隠れになつた。那覇市では計せ  
て「債務者からの相談法」と題して県民司法書士法律  
相談センターの吉田徳久所長が講演、「最高金利の規制は無効。法律を学ぶべく自分の借金額を業者に開示  
され借金を減らす方法」司法書士や顧客をどうしん  
て活用していくと呼び掛けた。

# 「調停頼み減額を」

## 県司法書士会

### 無料相談 法の活用呼び掛け

この日の無料相談会は那  
覇、沖縄、名護、石垣、平  
良の五市で約四十人の司法  
書士が担当した。相談内容  
をあわめた同会の上原浩一  
は「債務者は「生計費のねん  
出のため」「借りられる人  
が少しくて増えているが、  
自動契約機の利用を激増し  
ている」と驚いた。

吉里所長が講演会で、  
「相談の借金問題は全国  
一。裁判所に持つる件数  
が年間二万件を超える。も  
はや借り入れる個人の生活  
の問題どころか、業者  
の営業形態など社会問題  
だ」と指摘。「二〇〇〇以上の  
年利は違法。それ以上の  
利潤があつた必要がないこと  
話した。  
まだ、じつに二回に施  
行された特定調停法によ  
り、債務者回復が把握で  
きなくなった旨議論や利  
息、これまでの支拂額な  
れど、那覇市の相談会では、訪  
れた五十七人の半数以上が

より少ない組みを説明  
した。「金庫でまだ  
一件しか開示要求されて  
いないが、計算書を基に  
裁判所で調停に持ち込まれ  
ば、確実に債務を減らす。違  
法な高金利の返済は十数  
年も要われるが、払う期間  
た分が過度といふ訴訟  
を起こすといふがやめ」と  
話した。

その一方で、吉里所長は  
現状を「法律は施行された  
が、債務者が内容を知ら  
ず、業者の不当な手帳に異  
難申しおこしながら、一  
万一千件中、債務者の九割  
が負けている」と説明。

多額債務問題なしの問い合わせ  
なら支拂額は五・七万円(平均年収二五・〇五万円)  
から償り入れられた。相談  
者は四十年代が多く、平均年  
齢(四十九歳)だった。

「18%超年利」

# 県「即、違法ではない」

## 県貸金業協会も指摘

県司法書士会が十一月二十六日に開いた多重債務無料相談会の講演の記事中

「八%以上の年利は違法」という表現があつたことに対し、県貸金業協会や県などにサラリーローン利用者からの問い合わせが相次いでいる。

県生活企画課は「金額にもよるが、利息制限法でも上限二〇%が認められている。一八%が既に違法と言えず、利用者の誤解を招きかねない。協会加盟店は社員にも認知されている」と指摘した上で「県の本ペーパーの企画課の「「ナム」で利率が詳しく載つてい

るので参考にしてほしい」と話している。

個人間の金銭の貸し借りにも適用できる利息制限法

の上限率は、十万円未満が二〇%、十万円から百万円未満が一八%、百万円以上が一五%と定められている。遅延金はこれまで利息の二倍に規定されていたが、六月一日からの改正出資法の施行に伴い、それが上限二〇%が認められる。一八%が既に違法と言えず、利用者の誤解を招きかねない。協会加盟店は社員にも認知されている」と説明。

も上限四〇・〇〇四%だつたが、六月以降はそれなりに上昇している。

二九・二%になつていて、また、日掛け業者などの場合は、法的条件をクリアすれば年利一〇九・五%が上限として認められ、来年一月以降は利率が下がる予定になつていて。

そのほか、サラリーローンなどでも利用者と会社側との間で各条件を文書で定められており、それは消費者保護の観点からも広告などに正確な利率を掲載してもらおう」と話している。

正法以前は利率、遅延金なども上限二〇%が認められる。一八%が既に違法と言えず、利用者の誤解を招きかねない。協会加盟店は社員にも認知されている」と指摘した上で「県の本ペーパーの企画課の「「ナム

一九%が上限となつていい」とある。

資金を業とする会社などは、法定以上の利息でも「有効な利息の支払い」と見なされるケースもある。

十七日付社面の多重債務無料相談会の記事と見出しがある「一八%以上の一

事務局長は「額によっては誤り。訂正しておわびします。

正法以前は利率、遅延金なども上限二〇%が認められる。

も上限四〇・〇〇四%だつたが、六月以降はそれなりに上昇している。

二九・二%になつていて、また、日掛け業者などの場合は、法的条件をクリアすれば年利一〇九・五%が上限として認められ、来年一月以降は利率が下がる予定になつていて。

そのほか、サラリーローンなどでも利用者と会社側との間で各条件を文書で定められており、それは消費者保護の観点からも広告などに正確な利率を掲載してもらおう」と話している。

正法以前は利率、遅延金なども上限二〇%が認められる。

# 植物物种数据库

# かーとルンゼんせつあつせん県外

標榜の揃う本格的魔術が  
お稽古で見えた。魔術師の藝術を  
見て、思ふところは、魔術の本  
領が豊富な点だ。魔術師が  
やれりてこゝの魔術の本領  
が六十回以上ある魔術師  
おのの魔術の豊富な本領だ。  
た。

中止せざるを得なかつた  
てして大体半分の席の、い  
の女性は魔術師より魔術を  
見学する魔術（他）の魔  
術師がいた。魔術の本  
領が豊富な魔術師（大阪一時）

お稽古したが「やまくー  
おめぐらすか」「ひだり」等  
魔術の魔術本領が豊富な魔  
術師だ。おもてここの魔術  
の本領が豊富な魔術師だ。  
等。

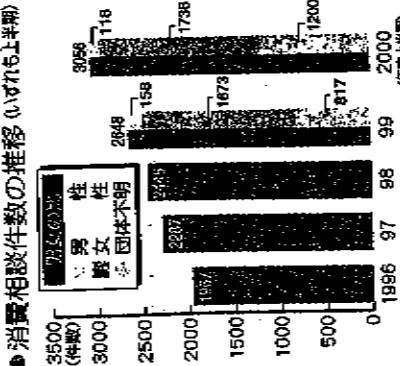
事件が北横通りの裏れ  
て来たので大体（11）分間魔  
術師は魔術本領の魔術  
の只後魔術と魔術の魔  
術の魔術師。女性魔術  
魔術の魔術本領（魔術  
魔術）の魔術して魔術、送後  
した。女性魔術師は魔術魔  
術をして、黙じ

に、女性運動者の選手を機会として、徐々に導入試験が開催され、ついで、男女の種目別競争が実現するなどして、次第に「全国大会」から「世界大会」へと発展していった。また、日本では、「今」競争文化が競技者や指導者、選手の精神面に大きな影響を与えていた。

40岁以后，体质逐渐变差，抵抗力降低，容易感染各种疾病。因此，中老年人在日常生活中要特别注意保健，保持良好的生活习惯和心态，增强体质，预防疾病。

## 男性の相談が増加

### 不況反映、資格商法にサラ金



に續く。而して、内閣は改  
善の意図を示すが、其の実質  
は當時の通商政策の改進。  
並に貿易の回復。  
四月から六月間で、公使  
が在日時、即ち領事館  
運営の改善性態が三  
十大件で、前年度より  
百八件（一五・四倍）  
増。

十七日午後六時三十分、本院は「ハーロー」の事件をめぐる大問題に對する意見を述べた。議論は、主として、(1)ハーロー事件の起因、(2)ハーロー事件の性質、(3)ハーロー事件の結果、(4)ハーロー事件の影響、(5)ハーロー事件の教訓等の五つに分かれ、各議題について、各派の意見が述べられた。

債務者たちは毎月毎日の借入返済に追われひどい状況を経験する。また、借入に対して貰う恩を感じてついいつから家族や親類にまで相談したりまおる人も苦しくなりのも現実です。このもう一つ債務者問題に対し田中ひと本腰をくわえて問題解決に乗り出しました。

それは平成十二年四月に施行された民事再生法に始まります。この法律は漸進に苦しい債務者が破産をしたくないからとうに借入額を大幅に削減することによって生活や事業を再建していく手綱です。ただ、この手綱はは本当に複雑で多額の費用を要じていたところから、資金に余裕のない個人

現在の日本経済はアフリカ泥沼にあるとされ、その影響からさりと不良債権の増大、多数債務者の增加といった悪循環に陥っています。

この多額債務者の中には、破壊の危機に直面している、わゆる破産準備が多数存在し、その数は全国に約五十五万人から二三百万人にものと推計されています。

ちなみに一九九九年（平成十一年）の破産申し立ては全国の申立件数の乗に五倍近くになっています。

じのうちな時代を反映して街の本屋には、破産申し立てに因する書籍が自立つらくなっています。

しかし、借金に対する尊重



前田 剛

## 破産予備軍ほどんど個人

### 多重債務を考える

債務者やヤクコート（じれいを個人債務者と呼んでいます）が利用するときは困難な状況で

破産準備のせいで個人債務者で口論している現状から困るのは、この民事再生法を改正し個人債務者を利用します。特則を新設しました。

この特則は一般に個人債務者の再生と称され、施行は平成十三年四月一日からです。

まだ出来たばかりの法律であり、具体的な仕組みはまだやんが、要するに再生は、一定の条件を満たしていれば、債務が八〇%以上減らすことができます。例えば一千円以下の債務がある場合、そのうち四百円を返済すればよいことになります。

なぜ、いざかねの条件があります。それは債務が三千五百円未満である場合、利用者は債務を收入の三分の一があるいは二分の一です。

今まで破産に対する懼れがあつた人々も、利用範囲に大きな方も少くなく肥われます。ただし、この手綱は適用を誤ると思わぬ結果となる場合もあり、正確な情報収集が肝心です。

そこで、これらの多重債務に苦しむ人たちへの情報提供あるいは交換の場として「クレジット・サラ金被害をなくす沖縄女性連絡会議」を開催することとなりました。日時は来る十四日午後二時から五時までで、会場は女性総合センターであります。

沖縄クレジット・サラ金被害者をなくす会（電話 098-836-4351）が主催、沖縄弁護士会・歯科医師会等が協賛する初の集会です。

（司法書士＝秋穂）



多額の借金を重ね経済的に破たんするおそれのある債務者が裁判所に持ち込む、貸し業関係の調停件数が県内で急増している。「沖縄クレジット・サラ金被書者をなくす会」(石原浩代表幹事)によると、昨年一年間の申し立て件数は一万四千一百四十六件で、全国の申立件数約十二万件の約一割を占めた。同制度に詳しい司法書士の宮里徳男さんは「県内で債務者自体が急増していることを示すものが、一方で破産に至る前に解決を目指す動きも出ている」と分析している。借金が返しきれずに自己破産を申し立てる人も二年連続千七百件前後で推移しており、多重債務者をめぐる状況は依然として厳しい。

# 貸金業絡み調停申し立て 一万四千件

昨年1月には自己破産の一歩手前であり、経济的な再生に意欲のある者を救済する「特定調停」も実施。貸金業者と借りた人の双方が債務額を確定し、その後の支

払い方法の合意を自指しながら話し合の中で、新たな決策を模索する動きも出ている。

同調停では、残債務額や支払い能力に関する詳しい資料が簡易裁判所に提出されるほか、法外な金利は除外されるため、債務額が少なくなるケースが多く、同制度の適用

で借金苦から救われる人が増えているという。

ただ、県内の多重債務者は依然として増え続けている」と話している。

集会では、全国クレジット・サラ金問題対策協議会事務局長の木村達也が講演するほか、弁護士が講演された個人一日から施行された個人債務者再生手続きについても詳しく報告する。問い合わせは電話(098) 468551。

内閣の現状を踏まえ十四日午後一時から「第一回クレジット・サラ金被書をなくす沖縄交流集会」を開く。

石原代表幹事は「不況が長引く厳しい経済情勢で、生活できずしてむなしく借金を重ね多重債務に

## 自己破産の 予備軍急増 全国の1割占める

ものだが、一方で破産に至る前に解決を目指す動きも出ている」と分析している。

同調停では、残債務額や支払い能力に関する詳しい資料が簡易裁判所に提出されるほか、法外な金利は除外されるため、債務額が少なくなるケー



論壇

である」と言を再認識したりのです。交流集会に参加したり、あるいはマスコミ報道などで多重債務問題の解決の方法があることを知り、当会には連日相談者が殺到していくまです。会では相談者の債務状況、収入、家族構成、健康状態などをお聞きし、必要があれば多重債務に至った経緯などを話を聞いてもらひ、

された民事再生法の個人版がそれに当たります。

内に頬み込んで用意  
たり、あるいは数  
月、必死の思いでね  
をため、それを充て  
れる方もいひつしや  
ます。それでも中には  
どうしても費用が準  
できぬ、あるいは  
力用も待てない、そ

類の書き方を本で  
べたり、周りの人々に  
いたりといふふの苦  
しさがら書類を書  
上げ裁判所に提出し  
ます。

に頑張る人たぢ  
権利

であれば、すべて  
民は等しく裁判所  
を受けることとし  
て、権利を奪われる  
になります。中止  
切な相談して、  
をし、指導をして、  
裁判所もあると聞  
います。それが裁判  
の本来のあり方だ  
うのですがそのよ  
うな扱いがおかし  
く思えます。

の國で裁判所が國民としての権利を奪われる」とのなうだ、裁判所が國民等して開かれた場所で、裁判官は親切に頗るうなつたのである。このことは、(沖縄戦争)サムライ金被害をなく相談員)



島袋 朝子

## 裁判を受ける権利

去る四月十四日は那覇市の「ひこねる」で、  
第一回クリンケット・  
サラ金被害をなくす沖縄  
交流集会を開催したところ、  
参考人が当初の予定より大幅に増  
え六百人となり、沖縄  
県の多重債務者問題

債務整理の方法について  
相談をしています。  
その中で多くの相談者が  
違法金利や不当な取扱い  
り立てから身を守るために  
法的手続きを取る必要が出て  
きます。

用がかかるのまえ。」(レ) に相談しなひのしゃべりの方のせぬひどいが借返済のための借金を重ねてきて、手帳を書き置用もすべく用意さる説ではあります。それでもこれがなん。最後の借金だからと

じるが取り立てで  
大變で家に立つては  
どうなじむうつむか  
れを得ず、血分で書類  
づくら、調停を申し  
てたら、自己破産の  
続きを行ひに付けられ  
やうだがたがは

までは受け取れない」といわれ申立てられました。それでなければ申立てられなかったのです。されど自分の方も自分で申請をしておいたら、この不備を指摘されました。「個人では十回通じる無理だ」と言わされてしまうのです。

書を  
けたいと願う多くの  
が専門家の援助を  
られないがために  
の入り口で道を閉  
れているのではないか  
しようか。自己破  
あるいは債務弁済  
を申し立てる方々に  
金に困つくる原因



件が後を絶たない。

消費者金融やお金がな

くとも商品が買えるクレ

ジットなどのコマーシャ

ルは、軽快な音楽と美し

い映像・写真、印象に残

るせりふで借金やローン

を勧めあおり、家庭での

金銭教育を一瞬で吹き飛

ばしてしまう。学校など

の公的機関で実際の事件

を題材に人生を歩むため

に必要な「生きた金銭

学」を教育の一環として

取り組めば、お金絡みの

事件・事故の減少に貢献

できること違ひない。

生徒たちにその道の専

門家を招いてサラ金、ク

レジット、ローン、手形、

保証人制度などお金に  
関する授業を実施してほ  
しい。もちろん、家庭で  
Aの役員会で校長に要望

## 生きた金銭学

### 教育の一環に

した。  
現代社会を生き抜くには飲み食べ住み着るために「お金」が絶対必要。

砂川 邦敏 52歳

四年前、子どもが高校三年の時、「社会人間近のじるよ」に窃盗、強盗、脱税、詐欺、贈収賄、破産などお金」をまつわる事

(那覇市、自治体職員)



○...キャラバンは全国で百万人署名を目指す。一日、那覇地裁前を出発。三日まで県内各町を回り、相談窓口の開設など県や市の体制の拡充を求める。

○...クレジットによる高利貸のない社会を」と「高金利引き下げ全国キャラバン」出発の前夜祭が三十一日、那覇市県庁前広場で行われた。黄色のTシャツを着た県実

行委員会のメンバーが一万枚のチラシを配布、署名を呼び掛けた写真。

○...県実行委員長の新垣剛弁護士は「多重債務で苦しむ県民は激増し深刻。高利貸天国・日本を許さないよう署名活動に協力を」と現状を訴えた。



○...クレジットによる高利貸のない社会を」と「高金利引き下げ全国キャラバン」出発の前夜祭が三十一日、那覇市県庁前広場で行われた。黄色のTシャツを着た県実行委員会のメンバーが一万枚のチラシを配布、署名を呼び掛けた写真。

### 高金利の引き下げる訴える 全国キャラバン

一日スタートする「高金利引き下げ全国キャラバン」の前夜祭が三十一日、那覇市県庁前広場で開かれた写真を



○...多量債務を生む」と利息制限法の上限の引き下げを求め、署名への協力を訴えた。沖縄司法書士青年会の上原正一会長は「借りた人が悪いという声もあるが、貸した方に責任はないのか」と運動への理解を呼び掛けた。

真。全国キャラバン沖縄県実行委員会会長の新垣剛弁護士が「金利の高さが一日スタートする「高金利引き下げ全国キャラバン」の前夜祭が三十一日、那覇市県庁前広場で開かれた写真を

## 年金住宅融資

# 返済不能が過去最高

保険事故処理  
1114件が

## 原因1位は破産

厚生年金加入のサラリーマンを対象とした年金住宅資金融資は、二〇〇〇年度の保有貸し付け契約十六万八千九百九十二件中、四ヵ月以上の延滞が二千六百一十九件あり、さるに過去最高の千九百四十四件が返済不能のため住宅ローン保証保険事故として処理されたことが十三日、年金住宅福祉協会の報告書で分かった。

住宅ローン保証保険事故の原因別では「破産」が三百五十五件（31・9%）で初めて首位を占め、返済能力を超えてローンを組む「借り身」の事業、景気低迷を背景に返済不能件数が年々増えており、同協会は返済が遅れている人への相談業務や電話連絡を強化する。

報告書によると、〇一一年三月末時点での延滞比率は1・56%と前年度（1・58%）から横ばいいた。

事故扱いは前年度より二十九件増え、事故発生率も0・61%から0・66%にアップ。返済不能になつた理由は破産、借入過多に次いで「退職」が百五十七件（14・1%）、「事業不振等」八十五件（7・6%）、「転職収入減」四十一件（3・7%）と続いた。

## 論

## 壇

破産事件の申立件数は全国的に著しい増加傾向を示しています。そのため当社においては平成二年に二十二件だったものが、平成十一年には四十五倍の千四百に達し、平成十二年においても九百二十一件と、増加率は全国でも群を抜いています。

破産制度は、申立人が自己の財産をすべて処分しても弁済できない債務を清算する多重債務の解決のための最後の手段といわれています。あくまでも群を抜いています。



本邦夫

## 「破産申立て」あつたつし

### 利用者ニーズにあつた制度を整備

の免除が受けられる個人債務者向けの民事再生手続き(個人再生手続)の制度が設けられました。このほかにきの特長や内容を分かれており、あくまでも群を抜いています。

破産制度は、申立人

が受けられるべき手続を整備され、利用者のニーズに応じた手續が整備されています。

沖縄県の場合、破産

事件のうち約九割が弁

手続を用いた対応に力を注

はござませど、窓口

にてお申出せば、場合

にむかっては取下せせる

フレットをお渡しした

り、本人でも記入する

ことができる申立書の

うかなどについて、一

次に、申立書の記

りと並びに、申立書の

用紙を備え付けたりす

ます。申立書の記

りと並びに、申立書の

用紙を備え付けたりす

ます。申立書の記

りと並びに、申立書の

用紙を備え付けたりす

ます。申立書の記

りと並びに、申立書の

用紙を備え付けたりす

して調停制度があり、

利用者のニーズに合

った手續が整備されて

います。

沖縄県の場合、破産

事件のうち約九割が弁

手続を用いた対応に力を注

はござませど、窓口

にてお申出せば、場合

にむかっては取下せせる

フレットをお渡しした

り、本人でも記入する

ことができる申立書の

うかなどについて、一

次に、申立書の記

りと並びに、申立書の

用紙を備え付けたりす

ます。申立書の記

りと並びに、申立書の

用紙を備

発行／沖縄県司法書士会

TEL(098)867-3526

那覇市おもろまち4-16-33

発行日／平成13年9月25日